

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務等の事務を行う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表の14の項 番号法第9条第1項及び別表126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】 第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 【情報照会の根拠】 第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康子育て課
②所属長の役職名	健康子育て課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康づくり担当 TEL:0554-46-5113(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]

<選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている
 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>
 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】 [十分である]

<選択肢>
 1) 特に力を入れている
 2) 十分である
 3) 課題が残されている

判断の根拠

■担当における措置
 健康管理システム、行政基本システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲を制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

■都留市における措置
 ①物理的安全管理措置
 ・外部進入防止：監視カメラ
 ・入退館管理：ICカード認証、入退室管理簿での管理
 ・持出防止：セキュリティワイヤーによる端末固定
 ②技術的安全管理措置
 ・基幹システムへのアクセス時における二要素認証
 ・担当業務に応じた閲覧可能範囲の制限
 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク
 ・セキュリティ管理者による電磁記録媒体の接続制限
 ・電磁記録媒体(USB等)の施錠可能な場所での保管
 ③人的安全管理措置
 ・職員への研修の実施

■ガバメントクラウドにおける措置
 ①物理的安全管理措置
 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。
 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
 ②技術的安全管理措置
 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP(いう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 5. ②所属長の役職名	健康子育て課長 齊藤 浩稔	健康子育て課長	事後	
令和1年6月1日	II 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和2年4月1日	II -1 一つの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II -2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和2年4月1日	II -2 一つの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】16の2.16の3項【情報照会】16の2.17.18.19項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2.12条の2の2【情報照会】12条の2.12条の3、13条.13条の2	事後	
令和3年2月1日	I 1. ② 事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種 データ提供	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年2月1日	I 1. ③システムの名称	地域健康支援システム、健康からて、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年2月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 第67条の2	事後	
令和3年2月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】16の2.16の3項【情報照会】16の2.17.18.19項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2.12条の2の2【情報照会】12条の2.12条の3、13条.13条の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・第19条第7号 別表第二【情報照会】別表第二項番:16の2.17.18.19.115の2【情報提供】16の2.16の3.115の2	事後	
令和3年2月1日	II 1. 1. 一つの時点の計数か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年2月1日	II 2. 一つの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 8連絡先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康推進室 健康づくり担当・予防担当 Tel:0554-46-5113(代表)	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康づくり担当 Tel:0554-46-5113(代表)	事後	
令和3年6月1日	I -1 ② 事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務等の事務を行う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	新型コロナウイルス等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	I 1. ③システムの名称	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス等対策特別措置法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I.3.法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	I.8.連絡先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康づくり担当 Tel.:0554-46-5113(代表)	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 Tel.:0554-46-5113(代表)	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	II - 1 一つの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	II - 2 一つの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年12月7日	I - 1 事務の概要	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務等の事務を行う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・VRSにおける接種証明書の電子交付にあたり、個人からの特定個人情報の提供を受け、証明書の交付を行う。 ・VRSに記録されている特定個人情報等を他自治体との間で提供・照会を行う。	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	I 2.特定個人情報ファイル名	住民情報ファイル	予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	II - 1 一つの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年12月3日 時点	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	II - 2 一つの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年12月3日 時点	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	IV 8.実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和8年3月13日	I - 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和8年3月13日	I - 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表の14の項 番号法第9条第1項及び別表126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和8年3月13日	I - 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 別表第二 【情報照会】別表第二項番:16の2,17,18,19,115の2 【情報提供】16の2,16の3,115の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 に基づく主務省令 【情報提供の根拠】 第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 【情報照会の根拠】 第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項	事後	
令和8年3月13日	II - 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和7年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	II-2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年3月13日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である		
令和8年3月13日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 もっとも優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策		
令和8年3月13日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		健康管理システム、行政基本システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲を制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		